平成２７年（フ）第３８３号
新潟市東区小金町２丁目５番２号
債務者　安達　勇圭
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８９号
新潟市秋葉区新津本町４丁目11番13号、前住所東京都台東区柳橋２丁目21番７－802号
ヴェルト浅草橋
債務者　鈴木　靖子（旧姓上村・山）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９２号
新潟県燕市吉田東栄町34番22－８号
債務者　石黒美智子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８３号
長野県松本市大字笹賀8031番地２
債務者　早川　由美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４２号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｅ－４号　県営住宅
債務者　百瀬　　環
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３４７号
岐阜市上土居1120番地１（キャッスルハイツ上土居　602号室）
債務者　山下五十美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３７４号
岐阜市北一色７丁目20番１号（岐阜老人ホーム）、前住所岐阜市岩崎305番地
債務者　古田　忠夫
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６５号
岐阜県加茂郡七宗町神渕13167番地１
債務者　櫛田　　笑
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第５９号
滋賀県米原市樋口245番地１
債務者　土田　真也
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
鳥取県岩美郡岩美町大字網代106番地
債務者　山口　一輝
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５号
鳥取県鳥取市南吉方３丁目307番地　ケーシーマンション201号
債務者　谷口　翔太
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２７号
鳥取県米子市旗ヶ崎９丁目14番22号　105号
債務者　本田　妙子（旧姓井澤）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７７７号
広島市西区庚午北２丁目18番25－202号
債務者　池田　雅巳（旧姓梅元）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８１号
広島県東広島市西条町田口2908番地７　エステートＡ201号
債務者　田岡　新一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９８号
広島市安佐南区長束西２丁目12番２号
債務者　石﨑美由紀
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２５号
広島市中区舟入本町７番27－602号
債務者　加藤　申晃
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９号
高知市福井町1727番地１
債務者　尾﨑　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
高知地方裁判所破産係